

学 会 記 事

【2019 年度事業報告】

<理事会>

○第 161 回理事会 2019 年 6 月 1 日

於 創価大学

- 1) 2 名の入会、6 名の退会を承認。
- 2) 若手支援制度への 1 名の申請を承認。
- 3) 優秀論文賞の規定を一部訂正の上、承認。

○第 162 回理事会 2019 年 10 月 6 日

於 上智大学

- 1) 1 名の入会、4 名の退会を承認。
- 2) 2021 年（第 42 回）定期大会が横浜国立大学で開催されることを承認。
- 3) 2020 年春に実施される次期理事選挙は、ウェブ選挙のみで実施することが承認され、その実施は国際文献社に依頼することが決定。5 名の会員に選挙管理委員会委員を委嘱することが決定。
- 4) 2 本の論文を優秀論文賞の選考対象とすることが決定。3 名の会員に選考委員会委員を依頼することが決定。

○第 163 回理事会 2020 年 1 月 26 日

於 上智大学

- 1) 2 名の入会、2 名の退会を承認。
- 2) ウェブ・サーバーのレンタル契約を 2020 年 3 月上旬に更新することを承認。
- 3) 第 41 回定期大会（立命館大学衣笠キャンパス）の準備状況を承認。報告申込者のうち会費未納者には、会費を納入するよう事務局から督促メールを送ることが決定。

4) 「地方研究部会で報告等を行う会員に対する旅費補助制度取扱要領」を審議し、一部加筆修正の上、承認。

5) 『ラテンアメリカ研究年報』に掲載された論文の転載許可申請が 2 件あり、メール審議によりこれを承認したことが報告された。

6) 理事選挙をウェブで行う告知と会員番号、パスワードの通知をメールで行うことを承認。またウェブ選挙移行にともなう理事選挙施行細則の修正案が示され、一部修正の上、承認。

7) 第 1 回日本ラテンアメリカ学会優秀論文賞は、選考委員会から推薦のあった和田杏子会員の論文「植民地期メキシコにおけるインディオ村落共同体の分離と教会堂の運営—18 世紀イスキルパン郡マペテを巡る訴訟を中心に」（『ラテンアメリカ研究年報』39: 107-134、2019 年掲載）に授与されることが決定。

<第 40 回定期大会>

2019 年 6 月 1 日、6 月 2 日

於 創価大学

○総会（出席者 50 名、委任状 200 通）

- 1) 2018 年度事業報告の承認
- 2) 「日本ラテンアメリカ学会優秀論文賞規程(案)」を一部修正の上、承認
- 3) 2018 年度会計決算報告の承認
- 4) 2019 年度事業計画の承認
- 5) 2019 年度予算案の承認

○記念講演 “Problemas y desafíos para los latinos en los Estados Unidos: lo que nos une, lo que nos divide, el liderazgo requerido”

Dra. María Guajardo (Universidad Soka)

○研究発表

分科会 1 人類学

司会：生月亘（関西外国語大学）

- ・岩村健二郎（早稲田大学）
「「文化」の理論と実践—キューバの事例研究から考える」
討論者：工藤多香子（慶應義塾大学）
- ・鈴木紀（国立民族学博物館）
「博物館の中のアルテ・ポプラル」
討論者：井上幸孝（専修大学）
- ・遠藤健太（南山大学）
「多文化主義時代のラテンアメリカ諸国の国勢調査にみる人種の自画像の比較分析」
討論者：石田智恵（早稲田大学）

分科会 2 文学①

司会：中井博康（津田塾大学）

- ・Danilo Santos López (Pontificia Universidad Católica de Chile)
“Las voces de los personajes en la narrativa chilena actual con tema de violencia urbana, una comparación con textos literarios japoneses de los últimos veinte años (1998–2018)”
討論者：Ingrid Urgelles Latorre (Pontificia Universidad Católica de Chile)
- ・Ingrid Urgelles Latorre (Pontificia Universidad Católica de Chile)
“Espacios de destrucción y descomposición en la narrativa mexicana y colombiana reciente: *Los ejércitos* (2007) de Evelio Rosero y *Corazón de Kaláshnikov* (2009) de Alejandro Páez Varela”
討論者：Danilo Santos López (Pontificia Universidad Católica de Chile)

分科会 3 政治と社会

司会：岸川毅（上智大学）

- ・ロメロ・イサミ（帯広畜産大学）
“La visita de Ernesto Guevara vista desde los archivos diplomáticos”
討論者：小池康弘（愛知県立大学）
- ・磯田沙織（筑波大学）
「ペルーにおける国民投票に関する一考察」
討論者：舛方周一郎（神戸外語大学）
- ・浦部浩之（獨協大学）
「2017年チリ選挙—選挙制度改革はどこまで政党制を変えるのか—」
討論者：安井伸（慶應義塾大学）

分科会 4 教育

司会：浅香幸枝（南山大学）

- ・小松仁美（淑徳大学大学院社会調査助手）
「メキシコ市におけるストリートエデュケーション実践の構造—ストリートチルドレンへのソーシャルワークの方法論と実践」
- ・新井克之（北陸大学）
「言語学習によるアイデンティティとライフコースの変容—グアテマラの日本語学習者を事例として—」
討論者：松久玲子（同志社大学）
- ・江原裕美（帝京大学）
「進歩のための同盟下の教育開発援助と政治—ブラジルの例から」
討論者：牛田千鶴（南山大学）

分科会 5 文化と思想

司会：矢澤達宏（上智大学）

- ・石田智恵（早稲田大学）
「「失踪者」の復権：アルゼンチン「人権」運動における親族の変容」
討論者：内田みどり（和歌山大学）
- ・Vivian Flanzer (University of Texas at Austin)

“Brazilian urban memory and regional identity: the literary genre of *crônica*”

討論者: トイダ・エレナ (上智大学)

分科会 6 開発

司会: 清水達也 (アジア経済研究所)

・小谷博光 (横浜国立大学)

「パラグアイの農業改良普及事業における開発アクターとジェンダー主流化」

討論者: 河内久実子 (横浜国立大学)

・杉田優子 (エクアドルの子どものための友人の会)

「なぜ JICA プロジェクトを行うのか—持続可能な支援の形を求めてエクアドル、カヤンベ市の学校給食の定着化に取り組む」

討論者: 藤掛洋子 (横浜国立大学)

・松田葉月デボラ (神戸大学大学院国際協力研究科)

“Efectos de la AOD del Japón en Latinoamérica: Estudio de Caso de la acuicultura en Chile”

討論者: 久松佳彰 (東洋大学)

分科会 7 先住民

司会: 鳥塚あゆち (関西外国語大学)

・岡本年正 (慶應義塾大学 非常勤講師)

「ヤワル・フィエスタの社会的布置—ペルー共和国アブリマクス県 C 村におけるコンドル・ラチを事例として」

討論者: 後藤雄介 (早稲田大学)

・山越英嗣 (早稲田大学)

「『オアハカ人』とは誰か? カリフォルニアの ORO のゲラゲツァ祭における文化的市民権」

討論者: 渡邊暁 (山梨大学)

・ルベン・エンリケ・ロドリゲス (北海道大学)

「ラテンアメリカにおける先住民保護法

制の現状」

討論者: 前田美千代 (慶應義塾大学)

分科会 8 文学②

司会: 安保寛尚 (立命館大学)

・吉田栄人 (東北大学)

「メキシコにおける女性先住民作家による女性表象」

討論者: 小林致広 (京都大学名誉教授)

・洲崎圭子 (お茶の水女子大学)

「カステリャノス作品にみる〈逸脱〉した家族像」

討論者: 柳原孝敦 (東京大学)

・山内玲 (東北大学)

「豚のしっぽ再考—『百年の孤独』における動物化の主題と修辞」

討論者: 久野量一 (東京外国語大学)

パネル A ポリビア 2019 第 1 部 「エボ・モラレス政権再考」

企画代表: 梅崎かほり (神奈川大学)

責任者: 宮地隆廣 (東京大学)

報告者: 岡田勇 (名古屋大学)

討論者: 藤田護 (慶應義塾大学)

大島正裕 (日本国際協力システム)

佐藤正樹 (慶應義塾大学)

パネル B ポリビア 2019 第 2 部 「ポリビアの多民族性の再考—新たな多様性の認識に向けて」

責任者: 藤田護 (慶應義塾大学)

報告者: 佐藤正樹 (慶應義塾大学)

大島正裕 (日本国際協力システム)

討論者: 梅崎かほり (神奈川大学)

岡田勇 (名古屋大学)

宮地隆廣 (東京大学)

パネル C 劇団ユヤチカニにおける演劇表象とペルー社会

代表者: 後藤雄介 (早稲田大学)

報告者: ミゲル・ルビオ (劇団ユヤチカニ)

討論者：吉川恵美子（上智大学）
岡本年正（慶應義塾大学）

**特別セッション 1 ユヤチカニ映像演劇祭
(1)**

- ・ Persistencia de la memoria: 25 aniversario
(1996年、60分)
- ・ Adiós Ayacucho (1990年、40分)
- ・ El bus de fuga (2002年、135分 [30分編集版])
- ・ 演出家ミゲル・ルビオ氏の挨拶とトーク
セッション

**特別セッション 2 ユヤチカニ映像演劇祭
(2)**

- ・ Persistencia de la memoria: 25 aniversario
(1996年、60分)

**パネル D ラテンアメリカにおける国際
移民とジェンダー**

代表者：松久玲子（同志社大学）
報告者：柴田修子（同志社大学）
深澤晴奈（東京大学）
北條ゆかり（摂南大学）
討論者：宇佐見耕一（同志社大学）
中川正紀（フェリス女学院大学）

**パネル E 近代ヒスパニック世界と文書
ネットワーク**

代表者：吉江貴文（広島市立大学）
報告者：清水有子（明治大学）
坂本宏（中央大学）
齋藤晃（国立民族学博物館）
溝田のぞみ（同志社大学）
伏見岳志（慶應義塾大学）

討論者：小原正（慶應義塾大学）

**○シンポジウム「ラテンアメリカ研究一
地域性と学際性を架橋する経験から導かれ
るもの」**

コーディネーター：井上大介（創価大学）

池田光穂（大阪大学）

報告者：太田好信（九州大学）
大串和雄（東京大学）
フランシス・ペディ（名古屋大
学）

吉田栄人（東北大学）

中村誠一（金沢大学）

小泉潤二（大阪大学名誉教授）

コメント：落合一泰（明星大学副学長、一
橋大学名誉教授）

<研究部会>

「東日本研究部会」

○ 2019年10月26日

於 明治大学駿河台キャンパス

1. 郷澤圭介（東京外国語大学大学院）「後
古典期後期ユカタン・マヤの戦勝に関
する認知意味論的分析」

討論者：小原正（慶應義塾大学）

2. 企画パネル「ラテンアメリカにおける
教育の標準化、統一化と多様化」

・ 工藤瞳（早稲田大学非常勤講師）「ペ
ルーの教育政策の標準化と多様化：カ
リキュラム、学力調査での文化的多様
性への対応」

・ 中野隆基（東京大学大学院）「ボリ
ビアの教育に現れる統一化と多様化の動
き：学校教育における歌の役割に着目
して」

・ 杉田優子（エクアドルの子どものため
の友人の会（SANE））「エクアドル、
北部シエラ、カヤンベ市の異文化間二
言語教育：2007年以降の標準化の影
響と地域からの対応」

討論者：江原裕美（帝京大学）

「中部日本研究部会」

○ 2019年12月1日

於 南山大学

1. 磯田沙織 (筑波大学) 「ペルーにおけるマイノリティ議員の誕生とその課題」

討論者: 小池康弘 (愛知県立大学)

2. 遠藤健太 (南山大学) 「アルゼンチン・メネム政権期 (1989~1999年) の多文化主義的政策の背景と意義」

討論者: 中川智彦 (愛知県立大学等)

「西日本研究部会」

○ 2019年9月28日

於 京都外国語大学

1. 福岡真央 (京都外国語大学・国立民族学博物館外来研究員) 「米墨国境と先住民—シンポジウム *Encuentro binacional de pueblos indígenas en la frontera* か

らの報告—」

2. 柴田修子 (同志社大学) 「コロンビア—エクアドル国境をめぐる状況」
3. 講演 Sol Ceh Moo 「『わたし』と『あなた』の先住民文学」

付記:

次の各研究部会は、新型コロナウイルス感染拡大への予防措置として、開催中止となった。

「東日本研究部会」

○ 2020年3月18日 於: 東京女子大学

「中部日本研究部会」

○ 2020年3月22日 於: 南山大学

「西日本研究部会」

○ 2020年4月4日 於: 立命館大学

＜役員一覧表＞

理事長

新木秀和（神奈川大学）

理 事

青木利夫（広島大学）

会報担当

安保寛尚（立命館大学）

2020年大会担当

石橋純（東京大学）

事務局担当

出岡直也（慶應義塾大学）

年報担当

井上大介（創価大学）

2019年大会担当

井上幸孝（専修大学）

大会企画担当

受田宏之（東京大学）

会報担当

牛田千鶴（南山大学）

中部日本研究部会担当

内田みどり（和歌山大学）

西日本研究部会担当

浦部浩之（獨協大学）

大会企画担当

岡田勇（名古屋大学）

ウェブサイト・ニュース配信担当

尾尻希和（東京女子大学）

東日本研究部会担当

子安昭子（上智大学）

会計担当

鈴木紀（国立民族学博物館）

年報担当

武田和久（明治大学）

東日本研究部会担当

立岩礼子（京都外国語大学）

西日本研究部会担当

谷洋之（上智大学）

会計担当

谷口智子（愛知県立大学）

中部日本研究部会担当

和田毅（東京大学）

学術会議・国際交流担当

監 事

藤掛洋子（横浜国立大学）

本谷裕子（慶應義塾大学）

運営委員

事務局

宮地隆廣

東日本研究部会

中野隆基

中部日本研究部会

遠藤健太、中川智彦

西日本研究部会

川本直美、吉野達也

第41回定期大会実行委員会

安保寛尚（立命館大学）

井上幸孝（専修大学）

浦部浩之（獨協大学）

立岩礼子（京都外国語大学）

選挙管理委員会

矢澤達宏（委員長、上智大学）

内山直子（東京外国語大学）

小原正（慶應義塾大学）

駒井睦子（清泉女子大学）

舩方周一郎（東京外国語大学）

（以上50音順）

会 則・規 則

日本ラテンアメリカ学会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は、日本ラテンアメリカ学会 (英語名 Japan Association for Latin American Studies, 西語名 Asociación Japonesa de Estudios Latinoamericanos, 葡語名 Associação Japonesa de Estudos Latinoamericanos) と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、ラテンアメリカおよびその関連地域の自然・人文・社会についての学術研究および調査の推進をはかり、日本におけるラテンアメリカ研究の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) ラテンアメリカおよびその関連地域の研究および調査。
- (二) 研究発表のための会合の開催。
- (三) 研究機関誌およびその他の刊行物の発行。
- (四) 内外の関係研究機関との学術交流。
- (五) 本会の目的を達成するために必要なその他の事業。

第 4 条 (事務局)

本会は、事務局を理事会の提案に基づき総会の定める大学又はそ

の他の研究機関に置く。その設置期間は継続して 4 年を限度とする。但し、再設置を妨げない。

第 5 条 (委員会・部会)

本会は、その事業を遂行するために必要ある場合は、委員会・部会を置くことができる。

第 2 章 会 員

第 6 条 (種別)

(2012 年 6 月、2014 年 6 月の総会にて一部改訂)

本会の会員は、次の通りとする。

- (一) 正会員 ラテンアメリカおよびその関連地域を研究する者で理事会が入会を承認した者。
- (二) (削除)
- (三) 賛助会員 本会の目的および事業に賛同する法人・団体または個人で、理事会が入会を承認した者。
- (四) シニア会員 年齢 65 歳以上、かつ本学会の在籍年数が 20 年を超える会員で、理事会が承認した者。

第 7 条 (入会・種別変更)

(2014 年 6 月の総会にて一部改訂)

1. 正会員として入会を希望する者は、正会員 1 名の推薦により、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。
2. 賛助会員の入会手続きおよびシニア会員への種別変更手続きについては理事会が別に定める。

第8条（機関誌の配布等）

会員は、本会の事業に参加し、機関誌など学会刊行物の配布を受ける。

第9条（会費）

会員は、別に定める会費を納めなければならない。

第9条の2（休会）

（2014年6月の総会にて追加）

学籍を有する正会員が研究・教育上の必要により海外に滞在する場合は、理事会に休会を申請することができる。理事会によって休会が認められた会員は、会費の納入が免除されると同時に、学会の刊行物への投稿を例外として、会員としての権利を停止される。

第10条（退会）

会員で退会を希望する者は書面により、理由を付して本会に提出しなければならない。

第11条（除名）

理事会は、会員が次の各号に該当する場合、議決をもってこれを除名することができる。

- (一) 会費を連続して2年間、無届けで滞納した場合。
- (二) 本会の名誉を著しく傷つけた場合。

第12条（役員）

（1994年6月、2007年6月、2015年5月の総会にて一部改訂）

本会は、次の役員を置く。

- (一) 理事長1名
- (二) 理事20名以内
- (三) 監事2名

第13条（役員の選出）

（1999年6月、2001年6月、2014年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂）

1. 理事長は、別に定める理事長・理事選出規則にしたがって、会員の投票で選出された次期理事の互選で選出する。
2. 理事のうち15名は、理事長・理事選出規則にしたがって、正会員の中から会員の投票により選出する。選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員は選挙権および被選挙権を行使できない。その他の理事は、理事長・理事選出規則にしたがって会員のなかから次期理事長・理事選考委員会が選出する。
3. 監事は、前年度1月末までに会費を完納した正会員の中から総会において選出する。
4. 理事長・理事の就任に当たっては、総会の承認を必要とする。

第14条（役員の任期）

（1994年6月、2014年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂）

役員の任期は2年とする。

第15条（役員の職務）

（2007年6月の総会にて一部改訂）

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総轄する。
2. 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する事項を審議し、会計、庶務、会員、編集、総会、研究集会、国際研究交流などの会務

を執行する。

3. 理事長に故障がある場合、役員歴の最も長く、次いで年齢の高い理事が理事長の職務を代行する。
4. 理事会は、委員会および部会を設置する。
5. 監事は、本会の会計を監査する。

第16条 (役員交代等)

(2000年6月、2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 役員交代は、改選後最初の総会の終了時とする。
2. 任期途中の役員に欠員が生じた場合、理事会が補充の必要性を審議し、必要と認めた場合は理事長・理事選出規則にしたがってこれを補充する。
3. 任期途中の監事に欠員が生じた場合、総会においてこれを補充する。ただし、欠員が生じた時点から次の総会までに会計監査の必要がある場合には、理事会が補充の監事を任命することができる。
4. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 選挙管理委員会および理事会によって補充された役員は、総会の承認を経ずしてその職務に就くことができる。ただし、任期終了までに総会が開催される場合には、残存する任期について総会の承認を得なければならない。

第17条 (顧問)

(2007年6月の総会にて一部改訂)

削除

第3章 会議

第18条 (役員招集等)

1. 理事会は年2回以上、総会は年1回以上、理事長がこれを招集する。
2. 理事の3分の1以上から、議題を示して請求のあった場合、理事長は、20日以内に臨時の理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の議長は理事長とする。

第19条 (総会招集)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 通常総会は、年1回、理事長がこれを招集する。
2. 次の場合、理事長は、臨時総会を招集する。
 - (一) 理事長が必要と認めた場合。
 - (二) 正会員およびシニア会員の5分の1以上から議題を示して請求があった場合。
3. 総会の議長は会員の互選による。

第19条の2 (総会の議決権)

(2015年5月の総会にて追加)

総会の議決権は、正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。

第20条 (総会の議決事項)

次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (一) 事業計画および収支予算。
- (二) 事業報告および収支決算。
- (三) 監事の監査。
- (四) その他、理事会が必要と認め

た事項。

第21条（定足数）

（2015年5月の総会にて一部改訂）

1. 理事会は、理事の2分の1以上、総会は正会員およびシニア会員の5分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。但し総会においては、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。
2. すべての会議の決議は、会則第26条に定めるほかは、議決権を有する出席者の過半数をもって成立する。可否同数の時は、議長がこれを決める。なお、重要事項については無記名投票とする。

第22条（議事録）

すべての会議は、議事録を作成し、理事長がこれを保管する。総会および理事会の議事の要領および決議事項は、会員に通知する。

第4章 資産および会計

第23条（資産）

本会の運営ならびに事業は、次の資産によって行うものとする。

- (一) 会費。
- (二) 事業に伴う収入。
- (三) その他の収入。

第24条（事業および会計）

理事会は、前年度の事業報告とともに収支決算を作成し、総会の承認を求めるものとする。但し、

収支決算については、監事の監査を受けなければならない。

第25条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5章 会則の変更

第26条（会則の変更）

1. この会則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の3分の2以上の賛成の議決によらなければ、変更することができない。
2. 会則の変更議決を予定する理事会および総会の招集通知にはその旨が記載されなければならない。

付 則

1. 本学会の会費は、下記の通りに定める。

（2000年6月、2012年6月、2014年6月の総会にて一部改訂）
正会員 年額7千円（但し、正会員が学籍を有する場合には年額5千円とする）

賛助会員 年額1口3万円とし、1口以上。

シニア会員 年額3千円

2. 会費の改訂は、理事会の提案に基づき総会が定める。
3. 運営委員は、理事長が正会員の中から任命する。運営委員は、理事会を補佐する。

日本ラテンアメリカ学会

理事長・理事選出規則

(2015年5月の総会にて名称を変更)

第1条 (目的)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

本規則は、日本ラテンアメリカ学会会則第13条に基づき、理事長および理事の選出について規定するものである。

第1条の2 (理事の選出方法)

(2015年5月の総会にて追加)

理事のうち15名は理事選挙により、その他の理事は次期理事長・理事選考委員会により選出する。

第2条 (選挙管理委員会)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 選挙管理委員会は、理事選挙の事務を管理・運営し、当選者を確定する。
2. 委員会は、理事長から委嘱された正会員5名以上、7名以下をもって構成する。

第3条 (選挙権および被選挙権)

(1999年6月、2007年6月、2014年6月、2016年6月の総会にて一部改訂)

1. 選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。
2. 被選挙権は正会員がこれを有する。ただし連続2期理事を経験し

た者は、次の2期理事選挙の被選挙権が停止される。また休会中の正会員は被選挙権を有しない。

第4条 (選挙の方法)

(1994年6月、1997年6月、1999年6月、2001年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂)

1. (削除)
2. 投票の秘密は保証されなければならない。
3. 選挙権を有する会員は、6名以下の被選挙権者に票を投じることができる。

4. 次の各号の場合、投票は無効とする。

(一) 投票の秘密を妨げる行為があった場合。

(二) 6名を超える被選挙者に票を投じた場合。

その他の投票の効力については、選挙管理委員会の決定による。

5. 得票数に基づいて15名の理事と次点候補者を選出する。得票数が同じであるときには、入会日付、次いで年齢によって順位を決める。

6. (削除)

7. 選挙管理委員長は、第5項に基づいて確定した当選者に対して、すみやかに理事就任の可否を確認する。理事就任を辞退する当選者がいる場合には、第5項の手続きに従って次点候補者を当選者に繰り上げ、理事就任の可否を確認する。

第4条の2（次期理事長・理事選考委員会）

（2015年5月、2016年6月の総会にて追加）

1. 理事選挙の当選者は、次期理事長・理事選考委員会を構成する。
2. 理事長は理事選挙の当選者確定後、すみやかに次期理事長・理事選考委員会を招集しなければならない。
3. 理事長は、次期理事長・理事選考委員会の議長を務める。議長は議決に参加することができない。ただし理事長が理事選挙の当選者である場合にはこの限りではない。
4. 次期理事長・理事選考委員会は、互選によって次期理事長を選出する。
5. 次期理事長・理事選考委員会は、正会員の中から5名以内の理事を選出する。その際、専攻、年齢、勤務地などが会員の分布を反映するように留意しなければならない。また、理事選挙の被選挙権を有する会員から選出することを原則とする。理事選挙による当選者の中に東日本（新潟、群馬、山梨、神奈川以東）、中部日本（長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重）、西日本（福井、滋賀、奈良、和歌山以西）の各地域のブロック会員が少なくとも1名含まれていない場合には、理事選挙の結果を参考にしつつ、次期理事長・理事選考委員会で選出する理

事にそのブロックの会員を必ず含めるものとする。次期理事長・理事選考委員会は、同委員会によって理事に選出された会員が理事就任を辞退する場合に備えて、あらかじめ代替理事候補を、順位を付けて定めるものとする。次期理事長・理事選考委員会による選出理事に対する理事就任可否の確認と選出理事への繰り上げは、現理事長がこれを行う。

第4条の3（理事の補充）

（2015年5月の総会にて追加）

1. 理事選挙で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、選挙管理委員会が次点候補者を繰り上げて当選させるものとする。
2. 次期理事長・理事選考委員会で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、理事会が正会員の中から補充の理事を選出する。

第5条（施行規則）

（2001年6月の総会にて一部改訂）

理事の選挙についての細則は、選挙管理委員会が定める。

第6条（規則の変更）

（2001年6月の総会にて一部改訂）

本規則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の過半数の賛成の決議によらなければ、変更することができない。

日本ラテンアメリカ学会

倫理綱領

(2018年6月2日制定)

(趣旨)

日本ラテンアメリカ学会は、ラテンアメリカおよびその関連地域の研究、調査、教育、国際交流、および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則として、ここに「日本ラテンアメリカ学会倫理綱領」を定める。会員は本綱領を尊重し、遵守するものとする。

第1条 (公正と信頼の確保)

会員は、自らの活動にあたって、公正と信頼の確保に努めなければならない。

第2条 (法令の遵守)

会員は、自らの活動にあたって、法令を遵守し、誠実に行動しなければならない。

第3条 (プライバシーの保護と人権の尊重、説明責任)

会員は、自らの活動にあたって、プライバシーを保護し、また人権を尊重しなければならない。とくにフィールドにおける調査やアンケート調査などを行うにあたっては、調査対象となる人々や諸団

体に対して十分な説明責任を果たすとともに、けっしてプライバシーや人権を侵害してはならない。

第4条 (研究倫理の遵守)

会員は、剽窃や盗用、著作権の侵害、データの捏造や改竄など、研究倫理に反する行為をしてはならない。

第5条 (研究資金の適正な使用)

会員は、研究資金を適正に使用しなければならない。

第6条 (研究成果の社会的還元)

会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表と社会的還元を努めなければならない。

第7条 (差別の禁止)

会員は、思想信条、性別、年齢、出自や民族的背景、心身の状態、家族状況などによる差別を行ってはならない。

第8条 (ハラスメントの禁止)

会員は、ハラスメントにあたるあらゆる行為をしてはならない。

第9条 (綱領の制定と改正)

本綱領の制定や改正は、総会における承認によって行う。